

愛知地方最低賃金審議会
第1回愛知県最低賃金専門部会議事要旨

1. 日 時 令和2年7月29日（水曜日）午後2時00分～2時25分
2. 場 所 名古屋合同庁舎第2号館 3階共用大会議室
3. 出席者 委員9名（公益代表3、労働者代表3、使用者代表3）、事務局5名
4. 議 題
 - (1) 部会長及び部会長代理の選出について
 - (2) 愛知地方最低賃金審議会愛知県最低賃金専門部会運営規程について
 - (3) 意見聴取に関する公示による意見について
 - (4) 愛知地方最低賃金審議会愛知県最低賃金専門部会の運営について
 - (5) 令和2年度愛知県最低賃金の改正について
 - (6) その他

5. 議事要旨

議題(1)について

服部委員が部会長に、中山委員が部会長代理に選任された。

議題(2)について

専門部会運営規程が決定された。

議題(3)について

本部会開催前に行われた第496回審議会本審において報告された意見書について確認した。

議題(4)について

- ・部会及び議事録は非公開、議事要旨のみ公開とされた。
- ・意見陳述の必要はなしとされた。

議題(5)について

- ・労働者側委員は、地域別最低賃金の金額近傍で働く労働者が、安定した生活ができる水準を設定すべきであると主張した。
- ・使用者側委員は、今年は企業の賃金の支払い能力を1番重要視したうえで決定すべきであるという状況を踏まえて、今年の最低賃金は上げないという結論であると主張した。
- ・次回以降、具体的な審議を行うこととされた。

第2回専門部会の日程：7月31日金曜日午前11時 会場：2階北大会議室

6. 配付資料

- (1) 愛知地方最低賃金審議会愛知県最低賃金専門部会委員名簿
- (2) 愛知地方最低賃金審議会愛知県最低賃金専門部会運営規程（案）
- (3) 令和元年度 地域別最低賃金の改定状況
- (4) 2020年春季賃上げ要求・妥結状況調査結果について

愛知地方最低賃金審議会
第1回愛知県最低賃金専門部会

日時：令和2年7月29日(水) 午後3時00分から
場所：合同庁舎2号館 3階共用大会議室

会 議 次 第

1 開 会

2 委員の紹介

3 議 題

- (1) 部会長及び部会長代理の選出について
- (2) 愛知地方最低賃金審議会愛知県最低賃金専門部会運営規程について
- (3) 意見聴取に関する公示による意見について
- (4) 愛知地方最低賃金審議会愛知県最低賃金専門部会の運営について
- (5) 令和2年度愛知県最低賃金の改正について
- (6) その他

4 閉 会

次回 (2回目) :
7月31日(金) 午前11時から
愛知労働局 2階北大会議室

資 料 目 次

資料

- 1 愛知地方最低賃金審議会愛知県最低賃金専門部会委員名簿
- 2 愛知地方最低賃金審議会愛知県最低賃金専門部会運営規程(案)
- 3 令和元年度 地域別最低賃金の改定状況
- 4 2020年春季賃上げ要求・妥結状況調査結果について

愛知地方最低賃金審議会 愛知県最低賃金専門部会 委員名簿

公益代表委員

氏 名	現 職
小野木 昌弘	中日新聞社 論説委員
中 山 徳 良	名古屋市立大学大学院 経済学研究科教授
服 部 一 郎	弁護士

労働者代表委員

氏 名	現 職
木 戸 英 博	JAM東海 執行委員長 兼 愛知県連会長 日本労働組合総連合会 愛知県連合会副会長
重 田 一 春	マキタユニオン 中央執行委員長 電機連合愛知地方協議会 副議長
中 塚 正 輝	日本労働組合総連合会愛知県連合会 労働条件局長

使用者代表委員

氏 名	現 職
梶 原 弘 司	愛知県経営者協会 会員サービス部担当部長
澁 谷 由美子	日進電気株式会社 代表取締役社長
太 箸 俊 一	愛知県中小企業団体中央会 事務局長

(敬称略、五十音順)

(案)

愛知地方最低賃金審議会
愛知県最低賃金専門部会
運営規程

第1条 愛知地方最低賃金審議会愛知県最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたとときのほか、愛知労働局長（以下「局長」という。）又は3分の1以上の専門部会委員（以下「委員」という。）から開催の請求があったとき、部会長が招集する。ただし、第1回会議は、局長が招集する。

2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合は、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

第3条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に適当な方法で通知しなければならない。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に適当な方法で通知しなければならない。

第4条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

3 専門部会は、部会長が必要と認めるときは、委員でない者の説明又は意

見を聴くことができる。

第5条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護の支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

第6条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、部会長及び部会長の指名した委員2人が署名するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、公開とすることにより、個人情報保護の支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

第7条 部会長は、専門部会が議決を行ったときは、愛知地方最低賃金審議会会長に報告するものとする。

第8条 この規定に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、専門部会の議決に基づいて行う。

第9条 この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行う。

附 則

第1条 この規程は、令和 年 月 日から施行とする。

令和元年度 地域別最低賃金 改定状況

ランク	都道府県名	前年度決定金額 (円)	改定金額	引上げ額 (円)	目安額	発効年月日
A	東京	985	1,013	28	28	2019年10月1日
A	神奈川	983	1,011	28	28	2019年10月1日
A	大阪	936	964	28	28	2019年10月1日
A	愛知	898	926	28	28	2019年10月1日
A	埼玉	898	926	28	28	2019年10月1日
A	千葉	895	923	28	28	2019年10月1日
B	京都	882	909	27	27	2019年10月1日
B	兵庫	871	899	28	27	2019年10月1日
B	静岡	858	885	27	27	2019年10月4日
B	滋賀	839	866	27	27	2019年10月3日
B	茨城	822	849	27	27	2019年10月1日
B	栃木	826	853	27	27	2019年10月1日
B	広島	844	871	27	27	2019年10月1日
B	長野	821	848	27	27	2019年10月4日
B	富山	821	848	27	27	2019年10月1日
B	三重	846	873	27	27	2019年10月1日
B	山梨	810	837	27	27	2019年10月1日
C	群馬	809	835	26	26	2019年10月6日
C	岡山	807	833	26	26	2019年10月2日
C	石川	806	832	26	26	2019年10月2日
C	香川	792	818	26	26	2019年10月1日
C	奈良	811	837	26	26	2019年10月5日
C	宮城	798	824	26	26	2019年10月1日
C	福岡	814	841	27	26	2019年10月1日
C	山口	802	829	27	26	2019年10月5日
C	岐阜	825	851	26	26	2019年10月1日
C	福井	803	829	26	26	2019年10月4日
C	和歌山	803	830	27	26	2019年10月1日
C	北海道	835	861	26	26	2019年10月3日
C	新潟	803	830	27	26	2019年10月6日
C	徳島	766	793	27	26	2019年10月1日
D	福島	772	798	26	26	2019年10月1日
D	大分	762	790	28	26	2019年10月1日
D	山形	763	790	27	26	2019年10月1日
D	愛媛	764	790	26	26	2019年10月1日
D	島根	764	790	26	26	2019年10月1日
D	鳥取	762	790	28	26	2019年10月5日
D	熊本	762	790	28	26	2019年10月1日
D	長崎	762	790	28	26	2019年10月3日
D	高知	762	790	28	26	2019年10月5日
D	岩手	762	790	28	26	2019年10月4日
D	鹿児島	761	790	29	26	2019年10月3日
D	佐賀	762	790	28	26	2019年10月4日
D	青森	762	790	28	26	2019年10月4日
D	秋田	762	790	28	26	2019年10月3日
D	宮崎	762	790	28	26	2019年10月4日
D	沖縄	762	790	28	26	2019年10月3日

2020年7月3日(金)
 愛知県労働局労働福祉課
 調査・啓発グループ
 担 当 梶島、稲熊
 内 線 3415、3424
 タイライン 052-954-6359

愛知県内の企業における

2020年春季賃上げ要求・妥結状況調査結果について

結果の概要 (県内 294 社の集計：平均年齢 38.6 歳 基準内賃金 320,399 円)

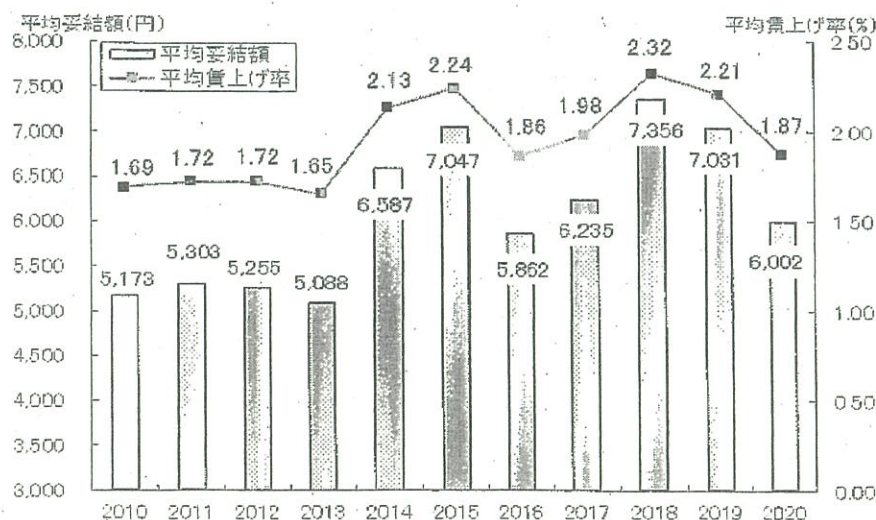
☆ 平均妥結額：6,002円【前年比】1,029円減 前年実績 7,031円

☆ 平均賃上げ率：1.87%【前年比】0.34ポイント減 前年実績 2.21%

* 数値はいずれも加重平均。(グラフ1参照)

- 今季の賃上げの妥結状況は、平均妥結額・平均賃上げ率ともに前年を下回りました。(グラフ1・表3参照)
- 集計企業数の約7割を占める「製造業」の平均妥結額は6,389円で、前年比1,352円の減となり、平均賃上げ率は1.98%で、前年比0.44ポイントの減となりました。(表1・2参照)
- 「非製造業」の平均妥結額は4,181円で、前年比1,004円の増(前年比31.6%増)となりました。

＜グラフ1＞愛知県内の企業における春季賃上げ妥結状況の推移



1 調査方法の概要

(1) 調査対象

県内の民間企業のうち、労働組合のある企業 418 社を対象に調査し、294 社を集計対象とした。

(2) 集計対象企業内訳表 (産業別・企業規模別)

(産業別)

産業別	集計対象数 (社)	集計対象割合 (%)
調査計	294	100
製造業	215	73.1
非製造業	79	26.9
建設業	7	2.4
電気・ガス・熱供給・水道業	3	1.0
情報通信業	5	1.7
運輸業、郵便業	25	8.5
卸売業、小売業	18	6.1
金融、保険業、不動産業、物品賃貸業	5	1.7
学術研究、専門・技術サービス業	1	0.3
宿泊業、飲食サービス業	3	1.0
教育、学習支援業、医療、福祉	4	1.4
複合サービス事業、サービス業	8	2.7

(企業規模別)

規模別	集計対象数 (社)	集計対象割合 (%)
調査計	294	100
299人以下	112	38.1
300～999人	55	18.7
1,000人以上	127	43.2

※集計対象割合(%)は小数点以下第2位を四捨五入しているため、計欄と一致しない場合がある。

(3) 調査項目

平均年齢、平均勤続年数、現行ベース(基準内賃金)、要求額、妥結額

(4) 調査方法

電子メール、ファックス、郵送及び職員(※)の聞き取りによる。

※ 労働福祉課、東三河総局企画調整部産業労働課、東三河総局新城設楽振興事務所山村振興課、各県民事務所産業労働課の職員。

2 調査結果の概要

集計した 294 社の春季賃上げの平均要求額は、7,868 円で、前年の 8,390 円と比べると、522 円の減（前年比 6.2%減）となった。平均妥結額は 6,002 円で、前年の 7,031 円と比べると 1,029 円の減（前年比 14.6%減）となった。

平均要求率は 2.46%で、前年の 2.63%と比べ 0.17 ポイントの減となった。平均賃上げ率は 1.87%で、前年の 2.21%と比べ 0.34 ポイントの減となった。（表 1～3 参照）

- 産業別にみると、製造業の平均妥結額は 6,389 円で、前年の 7,741 円と比べると、1,352 円の減（前年比 17.5%減）となった。非製造業の平均妥結額は 4,181 円で、前年の 3,177 円と比べると、1,004 円の増（前年比 31.6%増）となった。（表 1 参照）
- 産業別のうち集計企業数の約 7 割を占める「製造業」を業種別（集計企業数が 3 社以上の業種を対象）にみると、平均妥結額では「輸送用機械器具」の 7,155 円が最も高かったが、前年比 1,692 円の減（前年比 19.1%減）となった。（表 2 参照）
- 企業規模別にみると、「299 人以下」の企業規模では、平均要求額は前年を上回ったものの、平均妥結額は前年を下回った。「300～999 人」と「1,000 人以上」の企業規模では、平均要求額・平均妥結額ともに前年を下回った。
金額で見ると、「1,000 人以上」の企業規模が、平均要求額・平均妥結額とも、前年同様、最も高かった。（平均要求額 7,974 円、平均妥結額 6,154 円、表 1 参照）

<表 1> 産業別・企業規模別春季賃上げ要求・妥結状況(加重平均)

区 分	集計対象数(社)	平均要求額				平均妥結額				
		2020年(円)	2019年(円)	前年との差(円)	対前年伸び率(%)	2020年(円)	2019年(円)	前年との差(円)	対前年伸び率(%)	
調査計	294	7,868	8,390	△ 522	△ 6.2	6,002	7,031	△ 1,029	△ 14.6	
産業別	製造業	215	8,038	8,841	△ 803	△ 9.1	6,389	7,741	△ 1,352	△ 17.5
	非製造業	79	7,066	5,940	1,126	19.0	4,181	3,177	1,004	31.6
企業規模別	299人以下	112	6,372	6,317	55	0.9	3,765	3,950	△ 185	△ 4.7
	300～999人	55	6,650	6,686	△ 36	△ 0.5	4,336	4,340	△ 4	△ 0.1
	1,000人以上	127	7,974	8,543	△ 569	△ 6.7	6,154	7,268	△ 1,114	△ 15.3

※集計対象数は 2020 年の集計対象数

県内の企業における2020年春季賃上げ要求・妥結状況(加重平均)

愛知県労働局労働福祉課

産業別	企業数(社)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	X現行ベース(基準内賃金)(円)	A 要 求 額					B 妥 結 額					C 前 年 最 終 結 果(288社分)		
					① 最高額(円)	② 最低額(円)	③ 平均額(円)	平均要求率(%)	① 最高額(円)	② 最低額(円)	③ 平均額(円)	平均賃上げ率(%)	対前年伸び率(%)	① 平均要求額(円)	平均要求率(%)	② 平均妥結額(円)	平均賃上げ率(%)
					(円)	(円)	(円)	(%)	(円)	(円)	(円)	(%)	(%)	(円)	(%)	(円)	(%)
全企業	294	38.6	16.1	320,399	0	7,868	2,46	15,000	0	6,002	1.87	△ 14.6	8,390	2.63	7,031	2.21	
D 建設業	7	37.2	16.2	307,576	3,000	4,018	1.31	8,600	0	640	0.21	△ 28.7	3,819	1.24	897	0.29	
E 製造業	215	38.4	16.2	322,774	0	8,038	2.49	9,249	0	6,389	1.98	△ 17.5	8,841	2.76	7,741	2.42	
09~10 食品、飲料、たばこ、飼料	11	36.8	13.9	262,486	2,000	11,650	4.44	6,451	0	4,440	1.69	△ 15.1	13,070	5.08	5,228	2.03	
11 繊維工業	19	40.4	13.7	253,283	0	7,687	3.04	6,266	0	3,214	1.27	△ 48.2	7,440	2.55	6,200	2.13	
12~13 木材、家具、装備品	4	41.6	16.5	317,019	6,400	4,492	1.64	5,570	4,492	4,952	1.56	△ 13.8	5,765	1.82	5,744	1.81	
14 ハルブ、紙、紙加工品	5	42.3	19.2	304,460	5,890	5,331	1.75	4,960	2,000	4,567	1.50	6.5	4,302	1.56	4,290	1.56	
15 印刷・関連業	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
16 化学工業	18	38.2	15.7	303,285	14,325	6,878	2.27	8,311	0	5,153	1.70	△ 3.8	6,777	2.25	5,354	1.77	
18 プラスチック製品	5	38.2	14.5	274,989	8,000	6,150	2.24	8,000	1,568	3,981	1.45	24.1	5,243	2.00	3,208	1.23	
19~20 ゴム、皮革製品	4	40.2	16.5	301,422	2,000	7,384	2.45	6,200	300	5,896	1.96	26.4	5,814	1.97	4,683	1.58	
21 窯業・土石製品	17	37.6	14.3	301,461	8,500	4,371	1.45	6,200	900	3,479	1.15	△ 2.8	5,720	1.93	3,580	1.21	
22 鉄鋼業	11	37.3	17.1	297,461	8,800	5,501	1.85	5,300	0	2,765	0.93	△ 30.0	5,131	1.71	3,950	1.31	
23 非鉄金属	7	41.9	16.7	313,084	8,100	2,962	0.95	7,467	0	548	0.18	△ 55.7	3,204	1.10	1,236	0.43	
24 金属製品	22	39.2	15.7	288,754	10,974	8,078	2.80	7,200	0	5,576	1.93	△ 4.9	7,388	2.56	5,883	2.03	
25~27 機械器具製造業	31	38.0	14.4	306,893	10,600	5,613	1.83	9,249	0	5,315	1.73	△ 16.0	6,737	2.19	6,327	2.06	
28 電子部品・デバイス・電子回路	1	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	
29 電気機械器具	10	38.6	15.1	305,910	10,200	5,444	1.78	7,500	1,000	3,194	1.04	83.2	3,772	1.21	1,743	0.56	
30 情報通信機械器具	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
31 輸送用機械器具	50	38.4	16.5	331,723	11,700	8,722	2.63	8,600	0	7,155	2.16	△ 19.1	9,735	2.96	8,847	2.69	
32 その他製造業	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
F 電気・ガス・熱供給・水道業	3	38.0	17.9	367,916	7,000	2,146	0.58	4,500	0	7	0.00	△ 99.3	3,042	0.81	1,023	0.27	
G 情報通信業	5	39.8	9.8	359,210	9,100	6,138	1.71	8,435	0	4,068	1.13	△ 20.2	6,959	1.95	5,099	1.43	
H 運輸業、郵便業	25	41.5	16.1	274,974	100,000	7,803	2.84	15,000	0	2,289	0.83	△ 11.2	7,529	2.74	2,579	0.94	
42 鉄道業	3	38.1	19.5	311,794	7,900	6,817	2.19	4,975	800	2,541	0.82	△ 6.0	6,593	2.10	2,704	0.86	
43 道路旅客	8	51.8	9.2	168,094	11,700	7,312	4.35	1,600	0	343	0.20	△ 48.5	7,736	4.20	666	0.36	
44 道路貨物	14	43.2	13.0	253,867	100,000	9,954	3.92	15,000	0	2,721	1.07	△ 16.3	8,987	3.55	3,250	1.28	
I 卸売業、小売業	18	39.1	15.5	308,760	13,611	10,385	3.36	13,188	2,160	9,208	2.98	67.6	7,286	2.53	5,494	1.91	
J~K 金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業	5	40.5	16.2	337,623	9,969	2,118	0.63	9,969	0	1,497	0.44	△ 23.7	2,152	0.62	1,981	0.56	
L 学術研究、専門・技術サービス業	1	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	
M 宿泊業、飲食サービス業	3	34.5	11.4	241,550	7,000	5,681	2.35	3,991	2,800	3,333	1.38	△ 30.1	6,520	2.52	4,765	1.84	
O~P 教育、学習支援業、医療、福祉	4	35.1	10.2	272,463	6,500	6,185	2.27	6,200	2,400	5,719	2.10	△ 6.9	6,312	1.79	6,145	1.74	
Q~R 複合サービス業、サービス業	8	40.6	13.2	300,578	10,000	5,577	1.86	6,400	0	2,723	0.91	△ 7.3	5,324	1.76	2,938	0.97	

(備考)加重平均とは労働組合員1人当たりの平均、基準内賃金とは所定内労働時間の労働に対して支払われる賃金
 平均要求率=A③/X×100、平均妥結率=B③/X×100、対前年伸び率=(B③-C②)/C②×100
 集計企業数が2以下の場合、当該の個別情報を掲載するために「X」で表示しています。「-」は該当数字なし

〈表3〉

愛知県内の企業における春季賃上げ要求・妥結状況の推移

(愛知県労働局労働福祉課)

(加重平均)

年別	現行ベース (円)	平均要求額		※1平均要求率		平均妥結額		※2平均賃上げ率		※3 獲得率 (%)	
		前年との差 (円)	対前年 伸び率 (%)	前年との差 (ポイント)	(%)	前年との差 (円)	対前年 伸び率 (%)	(%)	前年との差 (ポイント)		
2010	306,339	5,474	△ 2,315	△ 29.7	1.79	△ 0.74	5,173	125	1.69	0.05	94.5
2011	307,733	5,624	150	2.7	1.83	0.04	5,303	130	1.72	0.03	94.3
2012	306,194	5,487	△ 137	△ 2.4	1.79	△ 0.04	5,255	△ 48	1.72	0	95.8
2013	309,140	5,356	△ 131	△ 2.4	1.73	△ 0.06	5,088	△ 167	1.65	△ 0.07	95.0
2014	309,329	8,216	2,860	53.4	2.66	0.93	6,587	1,499	2.13	0.48	80.2
2015	314,758	9,522	1,306	15.9	3.03	0.37	7,047	460	2.24	0.11	74.0
2016	315,104	7,525	△ 1,997	△ 21.0	2.39	△ 0.64	5,862	△ 1,185	1.86	△ 0.38	77.9
2017	315,435	7,630	105	1.4	2.42	0.03	6,235	373	1.98	0.12	81.7
2018	316,839	8,378	748	9.8	2.64	0.22	7,356	1,121	2.32	0.34	87.8
2019	318,524	8,390	12	0.1	2.63	△ 0.01	7,031	△ 325	2.21	△ 0.11	83.8
2020	320,399	7,868	△ 522	△ 6.2	2.46	△ 0.17	6,002	△ 1,029	1.87	△ 0.34	76.3

(備考)加重平均とは労働組合員1人当たりの平均

※1 平均要求率=平均要求額/現行ベース×100

※2 平均賃上げ率=平均妥結額/現行ベース×100

※3 獲得率=平均妥結額/平均要求額×100

